

2026年4月20日作成

情報公開文書

当院の倫理委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページに情報を公開することにより以下の投薬を実施しております。

なお、本件について拒否される場合やご質問がある場合は下記連絡先にお問い合わせください。

1.実施内容	モルヒネ（注射・内服）による呼吸苦の緩和
2.対象となる方	標準治療では十分に緩和できず、モルヒネ投与が可能と判断された呼吸困難症状がある方
3.実施期間	承認日 2026年6月1日 ～ 永続的
4.概要	<p>【目的】</p> <p>がん末期あるいは非がん性の慢性呼吸不全の一部では酸素投与などの標準治療を行っても呼吸困難症状が緩和できないことがあります。当院では保険適応外ですが、塩酸モルヒネ製剤を用いた治療を実施する場合があります。塩酸モルヒネ製剤の使用は「がん患者の呼吸器症状の緩和に関するガイドライン」「進行性疾患患者の呼吸困難の緩和に関する診療ガイドライン」に基づき、ガイドライン・指針に定められた方法を遵守して行います。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>モルヒネ製剤はその代謝物により鎮痛効果とともに悪心・嘔吐、傾眠・鎮静、呼吸抑制作用があります。投与時は適切な観察を行うことで早期に副作用を発見し、適切に対応します。本剤施行に伴う有害事象などの健康被害が生じた場合は、保険診療範囲内で適切な診療と治療を行います。</p>
5.お問い合わせ先	社会福祉法人 日本心身障害児協会 島田療育センター 倫理委員会 電話：042-374-2071（代表）